定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月二十五日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四―九―二―D二五〇六　太陽美健株式会社

代表取締役　鏑木　敏正

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月二十五日

浜松市中区木戸町三番一号　大和染工株式会社

代表取締役　加藤**隆**一郎

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月二十五日

東京都江東区東陽三丁目二六番二四号　株式会社江東建設会館

代表取締役　名倉　英樹

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数
不二建業株式会社 東京都江東区森下三丁目一二番三号	普通株式一二三七株
株式会社蒔野工務店 東京都江東区三好四丁目八番一六号	普通株式一一〇株
浅間建設株式会社 東京都江東区新砂三丁目一〇番一号	普通株式一〇〇株
新興建設株式会社 東京都江東区東砂四丁目一一番五号	普通株式二五〇株
株式会社日誠土木 東京都江東区東砂三丁目一九番三三号	普通株式一〇〇株

平成二十七年八月二十五日

北海道深川市三条五番二六号深川総合法律事務所　限定承認者田湯正博

代理人弁護士　石井　洋文

限定承認公告

本籍北海道深川市一条四番、最後の住所北海道深川市四条七番二三号　壱番館二〇五号室

被相続人　亡　田湯　隼人

右被相続人は平成二十七年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十三日旭川家庭裁判所深川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月二十五日

福岡市博多区上呉服町一〇番一号　井上喜株式会社

代表取締役　松本　信

株式交換につき株券等提出公告

当社は、セントケア・ホールディング株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県東松山市松葉町一丁目一三番七号　株式会社福祉の街

代表取締役　平尾　雅司

限定承認公告

本籍千葉県我孫子市本町二丁目四三九番地一、最後の住所千葉県柏市今谷上町四三―一八七

被相続人　亡　平賀　文枝

右被相続人は平成二十七年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十五日

千葉県市川市欠真間二―一―一ストロベリーファーム一〇一　限定承認者　平賀　邦夫

限定承認公告

本籍名古屋市西区名西一丁目九番、最後の住所名古屋市西区大金町三丁目五八番地メゾンドM二C号　被相続人　亡　渡辺　元

右被相続人は平成二十七年五月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十五日

愛知県豊川市足山田町年長一番地六ホタルの郷内　相続財産管理人　渡辺　義人

成年後見人　一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会

限定承認公告

本籍大分県大分市松原町二丁目一四八番地、最後の住所大分県大分市原新町一八番七号

被相続人　亡　宮崎　**房**子

右被相続人は平成二十七年三月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年八月二十日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十五日

大分市中島西一丁目四番一四号市民の権利ビル三階　弁護士法人おおいた市民総合法律事務所

限定承認者三谷禎子

代理人弁護士　藤崎　千依

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年八月二十五日

東京都中野区本町二丁目四六番四号　カーネル・キャピタル株式会社

代表取締役　鶴　俊之

取消公告

平成二十七年八月七日掲載の限定承認公告は取消します。

平成二十七年八月二十五日

大分市中島西一丁目四番一四号市民の権利ビル三階　弁護士法人おおいた市民総合法律事務所

限定承認者三谷禎子

代理人弁護士　藤崎　千依

取消公告

平成二十七年八月十四日掲載の千葉地方法務局佐倉支局に係る工場財団は取消します。

正　誤

平成二十七年八月六日法務省告示第四百十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ四段五行目から六行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
一三二	二	八	相続財産管理人弁護士　小林　美雪	相続財産管理人弁護士　山本　美雪

（原稿誤り）

一三二ページ二段一行目の「相続財産管理人弁護士　小林　美雪」を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十五日付第一九一号　六月十二日付参会第二六号

六四ページ●同日付政府調達第一六〇号一六ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）